

# 生活援助マニュアル

メリッサケア

東京都文京区本郷 6-3-2-102  
電話：070-2160-0234

### 來歷管理表

## 1.生活援助とは

生活援助は、身体介護以外の訪問介護であって、「掃除」「洗濯」「調理」などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害、病気などのために本人や家族が家事を行なうことが困難な場合に行なうものである。生活援助は本人の代行的なサービスとして位置づけられているため、介護等は必要でなくなった場合は、本人が自分で行なうことが基本となる行為であるといえる。下記にあげる行為は生活援助に含まれない。

- ・商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ・直接、本人の日常生活の援助に属さないと判断される行為

例)・家族と共同で使用している玄関・トイレ・風呂の清掃

- ・年末の大掃除
- ・部屋の模様替えや、家具の移動
- ・ペットの世話（餌やり等）
- ・銀行での入出金、振込み等
- ・家族の衣服の洗濯
- ・庭そうじや草取り
- ・引っ越しの荷造り
- ・出かけている間に掃除をしてほしい。
- ・クリーニングの持ち込みや引き取り

※ただし、市町村により見解の違いが生じる場合があるため、保険者に確認が必要

### 1.掃除

- ① 掃除機を掛ける前に窓を開ける
- ② 天井から下にかけて、はたきをかける

＜注意＞

- ・障子がある場合は、はたきの先を使って軽くはたく

- ③ 掃除機をかける（床に物がある場合はどかす事）

＜注意＞

- ・テーブルに食べ物がある場合は、布巾をかける
- ・サッシの溝に注意する
- ・ふすま、障子の戸のレールに埃が挟まっている事があるので、戸を動かしながら取る
- ・家具の隙間などは、細いノズルを使う
- ・畳は目に沿って、フローリングは木目に沿ってかける

- ④ 雑巾がけをする（雑巾を洗う場所や、水を流す場所等については利用者に聞く）

＜注意＞

- ・掃除機や雑巾がけで物を移動した時は、必ず元の場所に戻す
- ・畳は、目に沿って雑巾がけをする
- ・汚れた雑巾は、まめに洗う事
- ・汚れたバケツの水は、こまめに取り替える
- ・汚れた水の流し場所は、利用者に確認してから流す
- ・家具などは、水拭きしない事もあるので利用者に確認をする
- ・床拭きの際、壁土がある利用者宅では、擦らないよう注意する

⑤ 掃除が終了したら借りた物を元の場所に片付ける

<注意>

- ・ 雑巾はしっかりと汚れを落として絞り、所定も場所で乾かす
- ・ 掃除機に溜まったゴミは、必要に応じて所定のゴミ箱に捨てる

## 2. 布団干し

① 手すりを拭く

② 落ちないように干す

③ 布団たたきでよくたたき、取り込む

<注意>

- ・ 時間と天気を見て、利用者に確認をする
- ・ 途中で表と裏を返す
- ・ 取り込んだ後の始末は、利用者によって異なるので確認をする

## 3. 洗濯

① 汚れに応じて洗濯時間は、臨機応変に行う

② ポケットの中にティッシュなどが入ってないか確認をする

③ 二層式の場合は、よく使い方を聞くこと

④ 干す際は、洗濯物のシワを適当にのばすこと

<注意>

- ・ 洗濯排水ホースは設置式か、放水式かを確認する
- ・ 洗濯方法、洗剤の種類、などを確認する
- ・ パンツの汚れ具合を確認する
- ・ 下着類は、目に付きにくいよう内側に干す

## 4. 浴室掃除

① 残り湯を使って掃除をするか確認をする

② 洗剤で、用具の裏表を丁寧に洗う

③ 壁、床にすのこがある場合は、すのこをどけて洗い、すのこの裏表も丁寧に洗う

④ タオルで浴室内の水滴を希望があれば拭き取る

<注意>

- ・ 水を張っておいた方が良いか確認をする
- ・ 廊下に水滴を残さないようにする

## 5. 買い物

① 買い物リストのメモを取る。書いてあるメモを見ながら利用者と確認していく

<注意>

- ・ 何処で買うか
- ・ メーカーはどこか
- ・ 金額はいくらまでか
- ・ 量はどのくらいか
- ・ 品物がない場合はどうするか

- ② 利用者の目の前で預り金額を明確にする
- ③ 品物は製造年月日を確認し新しいものを買う
- ④ 買い物が終わったら利用者と品物の確認とレシートの確認をする
- ⑤ 金額を記帳し収支の確認をする